

## 令和4年第1回江差町議会定例会資料

資料1：生活交通路線等維持費補助事業の概要【議案第1号関係】	…P 1
資料2：「江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立」の概要【議案第1号関係】	…P 2
資料3：江差円山テレビ中継局受信アンテナ放射器補修工事概要【議案第1号関係】	…P 3
資料4：江差新栄テレビ中継局設備補修工事概要【議案第1号関係】	…P 4
資料5：江差南が丘デジタル無線共聴施設 <sup>h</sup> ンザ <sup>o</sup> マスト建替工事概要【議案第1号関係】	…P 5
資料6：檜山地域人材開発センター正面外壁改修の概要【議案第1号関係】	…P 6
資料7：かもめ島島上ステージ外壁補修工事の概要【議案第1号関係】	…P 7
資料8：江差港北埠頭岸壁改良事業施工計画【議案第1号・第7号関係】	…P 8
資料9：江差町文化会館非常用発電機バッテリー交換【議案第1号関係】	…P 9
資料10：「再生可能エネルギー導入マスタープラン検討業務」概要【議案第7号関係】	…P 10
資料11：「地域防災計画改定・個別計画作成業務」概要【議案第7号関係】	…P 11
資料12：「災害備蓄品整備事業」概要【議案第7号関係】	…P 12
資料13：北の江の島構想推進の概要【議案第7号関係】	…P 13
資料14：江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業の概要【議案第7号関係】	…P 14
資料15：陣屋・円山地区町有地法面崩落防止工事概要【議案第7号関係】	…P 15
資料16：円山第3団地解体工事概要【議案第7号関係】	…P 16
資料17：陣屋団地防火設備改修工事概要【議案第7号関係】	…P 17
資料18：農業振興に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	…P 18
資料19：森林機能の維持保全・有害鳥獣駆除に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	…P 19
資料20：前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	…P 20
資料21：商工業振興・労働行政に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	…P 21
資料22：追分会館非常口扉改修概要【議案第7号関係】	…P 22
資料23：町道五厘沢山崎線道路改良工事概要【議案第7号関係】	…P 23
資料24：「江差4号枝線污水管渠新設工事」及び「ダム系高区配水管老朽管更新工事」 並びに「町道円山団地3号通り道路改良工事」概要【議案第7・11・15号関係】	…P 24
資料25：江差町管内橋梁長寿命化事業概要【議案第7号関係】	…P 25
資料26：普通河川豊部内川浚渫工事概要【議案第7号関係】	…P 26
資料27：五厘沢系配水管老朽管更新工事及び五厘沢系配水管老朽管撤去工事概要 【議案第15号関係】	…P 27
資料28：江差町文化会館東側屋上防水改修工事概要【議案第7号関係】	…P 28
資料29：町職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表【議案第17号関係】	…P 29
資料30：江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表 【議案第18号関係】	…P 30

資料31：江差町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表	
【議案第19号関係】	… P 3 1
資料32：江差町職員の給与に関する条例新旧対照表【議案第20号関係】	… P 3 2
資料33：江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表	
【議案第21号関係】	… P 3 3
資料34：江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表【議案第22号関係】	… P 3 4
資料35：江差町営レストランの廃止について【議案第23号関係】	… P 3 7
資料36：江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託概要【議案第25号関係】	… P 3 9
資料37：人権擁護委員候補者について【諮問第1号関係】	… P 4 0
資料38：人権擁護委員候補者について【諮問第2号関係】	… P 4 1
資料39：国・道への要望等状況一覧（9月～1月）	… P 4 2

別冊：

- ・令和4年度 江差町各会計予算資料
- ・第6次江差町総合計画 令和3年度実施計画（参考資料1）
- ・第6次江差町総合計画 令和3年度実施計画見える化資料（参考資料2）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業 令和2年度見える化資料（参考資料3）

## ＜令和4年第1回定例会＞生活交通路線等維持費補助事業 概要

### 1. 趣旨

本事業は、令和3年第4回江差町議会定例会において「総事業費 19,492 千円」として成立したものであるが、対象路線の一つである道の広域生活交通路線の「八雲熊石線」については、前回補正段階では関係町（江差・乙部・八雲）による負担額が未確定であったことから、前年度（R1. 10. 1～R2. 9. 30）補助額による概算算出としていた。

この度、道において「令和3年度北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱（令和3年12月21日交通第606号）」が制定され、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送量等の減少を考慮した「広域生活バス路線運行維持対策事業費補助金（以下「道補助」という。）」による運行経費の一部支援が昨年度に引き続き実施されることとなった。

補助内容は、道の広域生活交通路線の補助要件である輸送量「10～150人/日」などの要件に満たなくなった路線が対象で、当町では「八雲熊石線」が対象路線となっている。

道補助の交付決定により、「八雲熊石線」への関係町による補助額が確定となったことで前回補正予算額を超過したことから、その不足分を追加補正するもの。

### 2. 補助先

函館バス株式会社

### 3. 補助対象路線

八雲熊石線

### 4. 事業費

831千円（全額一般財源）

※ 令和3年第4回定例会補正予算額 19,492千円のうち広域生活交通路線分は4,866千円  
確定した当町補助額は5,697千円でその不足分「831千円」を追加補正

### 5. 補助金負担額

【関係町】 17,737千円（江差：5,697千円、乙部：4,949千円、八雲：7,091千円）

【北海道】 3,677千円

## 事業名 「江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立」の概要

### 1 経過

創立70周年記念事業として信金中央金庫（東京都中央区八重洲：理事長 柴田 弘之氏）が、企業版ふるさと納税の仕組みを活用し創設した地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」の令和3年度募集に、当町は、マナマコの増養殖事業及びサケ・マス類の海面養殖漁業の実証実験事業を行うこととして、地元信用金庫である道南うみ街信用金庫（理事長 藤谷 直久氏）の推薦を受け応募したところ、令和3年12月24日に1,000万円の寄附が決定され、本年2月24日に寄附金を受領した。

### 2 SCBふるさと応援団とは

SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、信金中央金庫が企業版ふるさと納税等を活用した寄附を行うことにより、地域の課題解決及び持続可能な社会の実現に資する地域創生事業を地元信用金庫とともに応援、地域経済社会の発展に貢献することを目的とするもの。

本制度は2020年度（令和2年度）に創設され、実施期間は2022年度（令和4年度）までの3年間となっている。

対象事業は、原則として信用金庫の本店所在地の地方公共団体が行う地域創生事業で、1事業当たりの寄附金額は、1,000万円以内とされている。

### 3 採択事業の概要

(1) 事業名 豊かな前浜づくりプロジェクト（略称：ハマプロ）

～つくり・育てる漁業を核とした地域経済の好循環の実現を目指して～

(2) 事業目的

人口減少・少子高齢化のなかにあっても持続可能な産業基盤を整備することを目的に、回遊性魚種の資源変動に左右されない栽培漁業・養殖漁業によって、漁業者の所得が向上する環境を構築するため、本寄附金を活用して、マナマコの資源増大に向けた栽培漁業とサケ・マス類の海面養殖漁業の実証実験事業を行う。

本事業により、特産品開発や地域ブランド化を図り付加価値をあげ、地産地消と地産外商を進め地域経済の好循環につなげていく。さらに実験漁場にICT機器を取り入れ、作業効率化や安全性を向上させ、当町の漁業スタイルに“ハマる”栽培・養殖漁業の確立を目指す。

(3) 具体的な取組内容（予定）

① マナマコ栽培漁業

☞マナマコ増殖礁の設置、種苗の放流、モニタリング（個体数や成長度等の確認） など

② サケ・マス類養殖漁業

☞サケ・マス類の海面養殖施設（生簀）の設置、稚魚の育成、ICT機器導入検討 など

③ 道南うみ街信用金庫との連携

☞本事業による効果を最大限生み出すため、マーケティング調査や販路開拓支援、人材育成など道南うみ街信用金庫の伴走支援を得て、連携しながら事業を進めていく

(4) 事業期間 令和4年度～令和6年度の3年間

※令和4年度事業予算については、新年度の早い時期に補正予算を予定

(5) 事業費 45,850千円（3年間の総事業費）

### 4 基金への積立

本寄附金については、令和3年第4回定例会で議決され造成した「江差町企業版ふるさと納税地方創生基金」に積み立て、今後3年間で取り崩しながらハマプロへ充当し活用するもの。

【令和4年第1回定例会：まちづくり推進課】

江差円山テレビ中継局受信アンテナ放射器補修工事概要  
(工事費 2,233 千円)

令和3年度保守点検の結果、受信アンテナ放射器の中央増幅器カバーに亀裂・変形があり落下のおそれがあるとの報告を受け、これの補修工事を行うもの。

アンテナが落下した場合、危険であるのと同時に同施設からテレビ電波を受信している約941世帯がテレビ視聴不能となるため、テレビ放送視聴対策を維持し、防災上の観点からも早急にアンテナの補修が必要となる。

【アンテナ損傷状況】

受信アンテナ放射器



赤丸部分：中央増幅器

中央増幅器



赤丸部分：中央増幅器カバーに亀裂・変形



中央増幅器の製作・交換

【工期】

約4か月（中央増幅器制作納期 約3か月）。このため工事費全額を令和4年度の繰越明許費とする。

# 資料4

## 江差新栄テレビ中継局設備補修工事概要（工事費 8,756 千円）

令和3年度保守点検の結果、テレビ放送電波送受信に障害がでるおそれのある設備の損傷が確認され、これの補修工事を行うもの。

当該施設からテレビ電波を受信している新栄町・豊川町・愛宕町・東山・桧岱の約570世帯のテレビ放送視聴対策維持のために早急な補修工事が必要となる。

### 【補修工事内容】

- (1) 放射器（アンテナ）基部に亀裂が確認され、脱落の可能性があるため、令和3年10月に応急処置を行ったアンテナについて、落下する危険を根本的に解決するためにアンテナ本体を製作、交換する。

(応急処置前)



中央に亀裂・ロープで仮固定

(応急処置後)



亀裂部を特注金具で仮固定

▶ アンテナ本体を制作、交換

- (2) 局舎扉が著しく腐食・変形・発錆し開閉不可能となるおそれがあり、扉の変形により局舎内部に潮風が入り込むことで局舎内内装材の傷み、機器等の発錆が進んでいる。このほか、局舎外壁に亀裂・剥離、鉄筋の露出等の破損があるなど、局舎外装全体の破損が局舎内機器の故障等を引き起こす原因となるため、これらを交換・補修する。

局舎前景



内部発錆状況 → 内装材張替



扉：腐食・変形・発錆 → 製作・交換



外部損傷（換気口・外壁：亀裂・発錆・鉄筋露出） → 補修



### 【工期】

約7か月。このため工事費全額を令和4年度の繰越明許費とする。

## 江差南が丘デジタル無線共聴施設パンザマスト建替工事概要

(工事費 5,720 千円)

江差南が丘デジタル無線共聴施設の送信点に建柱しているパンザマストはアナログ放送時代から使用されており、発錆・腐食が進行している。平成28年度保守点検での錆による腐食・穴あき等の指摘を受け平成30年度に仮補修工事（工事費305千円）を行ったが、令和3年度の保守点検の結果、腐食がさらに進行し倒壊のおそれがあると報告を受けた。倒壊した場合、危険であると同時に同施設からテレビ電波を受信している約1,000世帯がテレビ視聴不能となるため、テレビ放送視聴対策を維持し、防災上の観点からも早急にパンザマストの建替えが必要となる。

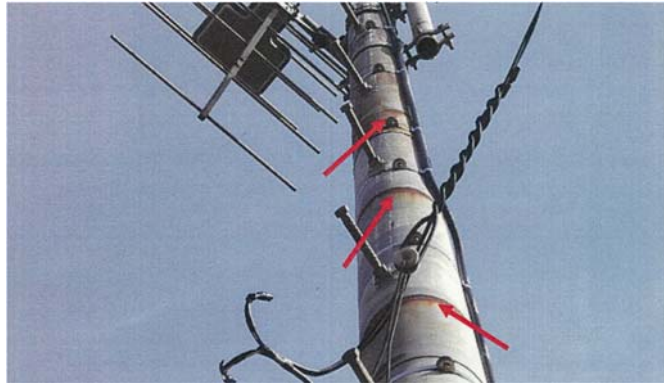
### 【パンザマスト損傷状況】

#### 施設前景



左パンザマスト老朽化が著しい。

#### 老朽箇所



腐食箇所はアナログ放送時代に使用していた固定バンドの跡（赤矢印箇所）。

#### 老朽箇所拡大①



#### 老朽箇所拡大②



#### 老朽箇所拡大③



腐食が進行している箇所では穴を確認（複数箇所）。穴からの雨水進入により、目視範囲外（地中）における腐食のおそれあり。

パンザマスト  
倒壊のおそれ

パンザマストの建替え

### 【工期】

約9か月。このため工事費全額を令和4年度の繰越明許費とする。

## 檜山地域人材開発センター正面外壁改修

〈所管課：産業振興課〉

## ○事業概要

檜山地域人材開発センターについては、経年劣化が著しく、特に、正面（南面）の外壁については、鉄筋錆によるコンクリートの爆裂のほか、大きなクラックが生じている状況となっており、外壁の損傷により窓及びサッシが明かない箇所が多くある。駐車車両や通行する利用者の安全性の確保の観点からも早期の改修を行う。

## 〔施設概要〕

S59.3 北海道立江差専修職業訓練校として移転改築

S63.1 北海道立江差高等技術専門学院に名称変更

H10.4 江差町に移管（無償譲渡）、檜山地域人材開発センター開設

## ○事業内容

・外壁塗装改修（703 m<sup>2</sup>）

外壁面高圧洗浄、クラック処理、鉄筋爆裂部補修、サッシ水切皿板下部モルタル補修、超弾性スタッコ塗装

## ・シーリング改修、水切改修

## ○事業費 16,115千円（財源：全額一般財源）





かもめ島島上ステージ外壁補修工事

事業費 8,447千円  
工事期間 令和4年3月～6月(予定)



# 江差港北埠頭-5.0m岸壁改良整備事業施工計画

## 事業概要

- 事業名 予防保全事業
- 施工期間 令和3年度～令和7年度（予定）

## 整備スケジュール(案)

フェリー岸壁として供用しながらの老朽化対策について、単年度の予算規模を勘案し下記の整備スケジュール(案)を想定している。

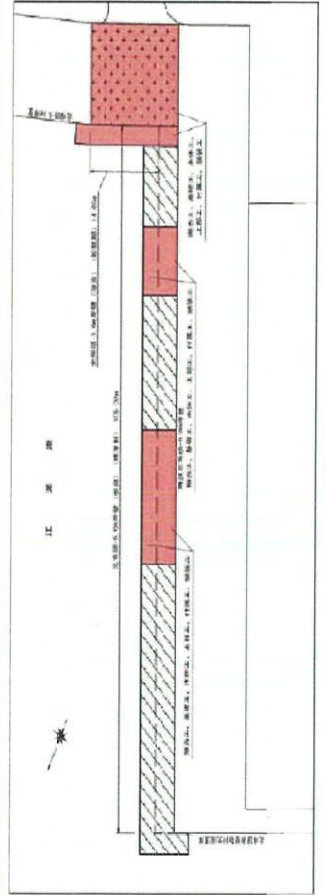
＜令和2年度＞ 基本設計、実施設計、埋立申請



＜令和3年度＞ 基礎の施工（施工期間：約2.5ヶ月）

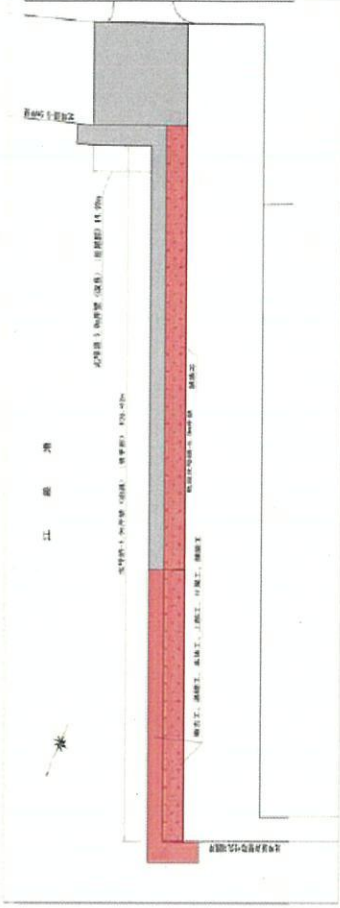


＜令和4年度＞ 第1段階(フェリー運航に最低限必要な船尾部の移動、船首側から2番目と4番目防舷材の前出し、旅客用タラップの設置箇所の前出しを施工)

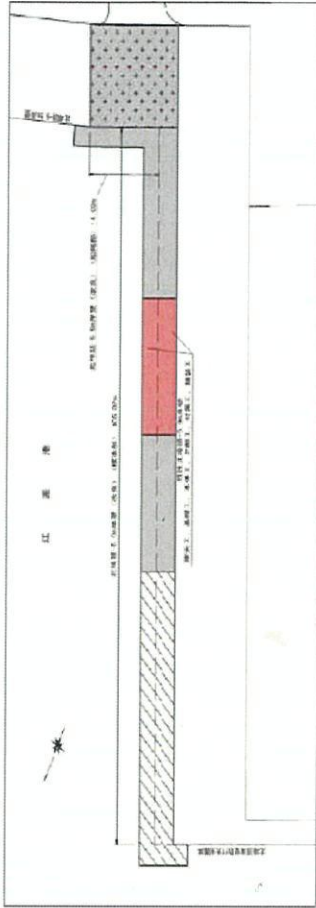


資料8

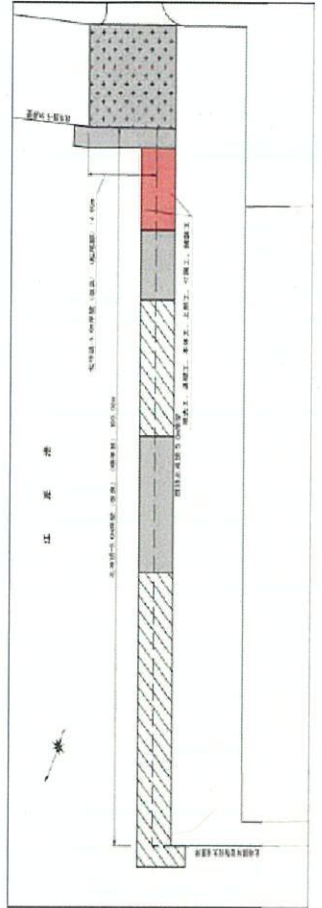
＜令和7年度＞ 最終段階



＜令和6年度＞

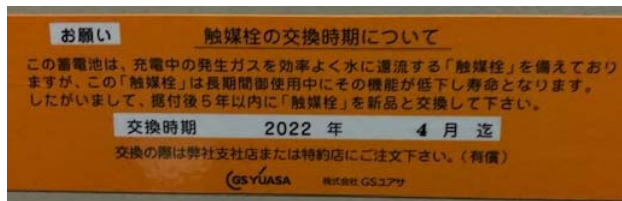
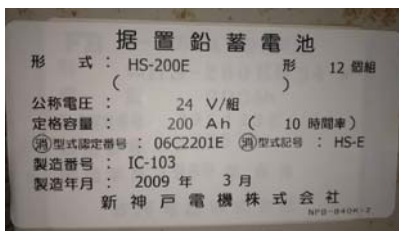


＜令和5年度＞ 第2段階 (船尾側から順に施工)



令和3年度 江差町文化会館非常用発電機バッテリー交換 説明資料

担 当 課 係 名	江差町教育委員会社会教育課
事 務 事 業 名	令和3年度 江差町文化会館非常用発電機バッテリー交換
総 事 業 費	1,185千円(10節 修繕費)
業 務 内 容	江差町文化会館非常用発電機のバッテリーを交換し、施設機能維持と利用者への安心安全なサービスを提供を図るもの。 ○非常用発電機バッテリー交換(ペースト式シール型措置鉛蓄電池12個の交換)
経 過 と 現 状	江差町文化会館非常用発電機バッテリーについては2009年に更新。本バッテリー触媒栓の有効期限が2022年4月となっており、自家用電気工作物保安点検において未改修事項として指摘されているものであります。 本館の非常用発電機については、停電時の非常灯点灯などするものであり安全管理上、改修の必要があり更新を行うことを目的とする。



・非常用発電機バッテリーに表示されている製造年月及び交換時期



・バッテリー格納庫

令和4年度「再生可能エネルギー導入マスタープラン検討業務」概要

事業費 10,010 千円

(財源内訳：国庫支出金 7,508 千円、一般財源 2,502 千円)

※ 環境省 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業  
(定率 3/4) 活用

～2050年カーボンニュートラルの実現に向けて～

1. 業務の目的

江差町の地域資源を活用し、再生可能エネルギーを地域内で最大限導入するための計画づくりを行う。そのために地域の自然的・経済的・社会的条件を考慮した、地域内の再生可能エネルギー導入検討に必要な基礎情報を収集整理すると共に、地域課題を把握する。また、地球温暖化対策推進法(令和3年5月改正)に基づく国の計画等を把握し、必要な情報収集、調査検討を行う。

2. 再生可能エネルギー導入マスタープラン作成

以下の内容を整理し、「再生可能エネルギー導入マスタープラン」として取りまとめる。

- (1) 地域内のエネルギー使用状況、温室効果ガス排出量に関わる情報を将来推定も含めて整理。
- (2) 洋上風力など、地域で有望な再生可能エネルギーの導入可能性を、賦存量や利用対象を考慮して検討。
- (3) 国の定める2050年の温室効果ガス排出量削減計画値を想定し、同計画と同等の温室効果ガス削減を目標とし、それを達成しうる再生可能エネルギー導入目標値等を選定。
- (4) 公共施設への再生可能エネルギー設備導入などの取組を進められるように、方向性と方針などの構想を整理。

## 令和4年度「地域防災計画改定・個別計画作成業務」概要

事業費 9,918千円

## 1. 業務の目的

防災行政の最上位計画である地域防災計画について、関係法令の改正を踏まえて全面見直しを行い、同計画に沿って体系的に策定が必要な個別計画を作成することにより昨今の激甚化する自然災害が発生した場合に備え、防災・減災対策を推進する。

## 2. 業務内容

## (1) 江差町地域防災計画の改定

(災害対策基本法等関係法令改正内容を踏まえた全面見直し)

## (2) 個別計画・マニュアルの作成・改定

- ① 業務継続計画作成
- ② 避難情報の判断・伝達マニュアル作成
- ③ 災害時職員初動マニュアル改定
- ④ 受援計画作成
- ⑤ 災害廃棄物処理計画作成
- ⑥ 災害時備蓄品計画作成 (令和5年度からの災害時備蓄品維持管理計画)

## 令和4年度「災害備蓄品整備事業」概要

事業費 5,000 千円

### 1. 事業の目的

平成30年6月に制定した「江差町災害時備蓄計画（令和2年12月改定）」に基づき、災害時における住民の生活を確保するため食料・飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため防災資機材等を整備するもの。

### 2. 整備内容

- (1) 災害備蓄品の整備は「江差町災害時備蓄計画」の期間である平成30年度から5年間で整備していくこととしており、品目・数量を考慮しながら年次的に備蓄の整備を図る。
- (2) 令和4年度は「江差町災害時備蓄計画」の最終年度となり、整備目標達成に向けて主に次の品目を整備する。
  - ① 非常食・飲料水等食料
  - ② トイレットペーパー等生活必需品
  - ③ 多目的テント・寝袋等避難所資機材
  - ④ ペーパータオル等感染症対策資機材

## 事業名 北の江の島構想推進

## 1 事業の概要

## (1) 目的

令和3年度策定の「北の江の島拠点施設（仮称）整備基本構想」に基づき、導入施設の機能や規模、整備・管理運営手法及び道の駅整備実現に向けた具体的な課題や条件、対応策など、今後の取り組みを整理する基本計画を策定するとともに、施設建設を進める上で根幹となる基本設計図（配置図・平面図・立面図・デザイン等）や構造・設備・工法等を作成し、概算工事費を積算する基本設計書を作成する。

なお、計画策定にあたっては、昨年度に引き続き、基本構想策定にあたられた総務省地域力創造アドバイザーの活用を想定。

## (2) 事業費

11,184千円（全額一般財源）

※ 総務省地域力創造アドバイザー活用に対しては、年5,600千円を上限として、最大3年間特別交付税が措置される（令和4年度で2年目）。

## (3) 経費内訳

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| ①基本計画・基本設計策定委託（総務省地域力創造アドバイザー活用） | 5,500千円 |
| ②温泉熱活用に関する調査委託                   | 2,255千円 |
| ③整備施設説明用VR作成委託                   | 2,200千円 |
| ④まちづくりアドバイザー旅費等                  | 418千円   |
| ⑤特別職・職員旅費等                       | 811千円   |

## (4) 実施期間（予定）

令和4年4月～令和5年3月

担当課 まちづくり推進課

【令和4年第1回定例会資料】

## 江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業 概要

### 1. 趣旨

利便性の高い公共交通網の構築に向けて、令和3年度より2か年をかけて国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「国庫補助金」という。）を活用し、総合計画などの上位関連計画の整合性を図りながら、公共交通機関の利用実態や普段利用していない町民のニーズ等について調査を行い、地域にとって望ましい公共交通のあり方を明らかにする「江差町地域公共交通計画（以下「計画」という。）」の策定に取り組んでいく。

### 2. 令和4年度事業内容

実施項目	内容	実施時期
地域関係者ヒアリング	交通事業者及び交通施策に係る関係各所を対象としたヒアリングを実施し、地域の公共交通に対する要望等について整理する。	令和4年 4月～6月
バス利用実態調査	町内を運行するバス路線における系統別や時間帯ごとの利用状況を把握する利用実態調査を行う。	令和4年 6月～7月
町民意見交換会	前年度から実施してきた調査結果を踏まえた、計画期間で実施していく具体的な施策内容についての意見交換会を行う。	令和4年 8月～9月
新たな交通モードの導入に向けた実証運行の検討	計画策定後の、新たな交通モードの導入を見据えて適切な運行ルートやエリア等を検証する実証運行について検討・実施を行う。	令和4年 10月～12月
江差町地域公共交通計画（案）の作成	上記内容について整理し、町民ニーズが踏まえられた交通施策や目標値を設定した計画（案）を作成。	令和5年 1月～3月

※ 計画（案）策定後、パブリックコメントを実施し住民意見を反映の上、計画内容を決定

### 3. 事業費

6, 215千円

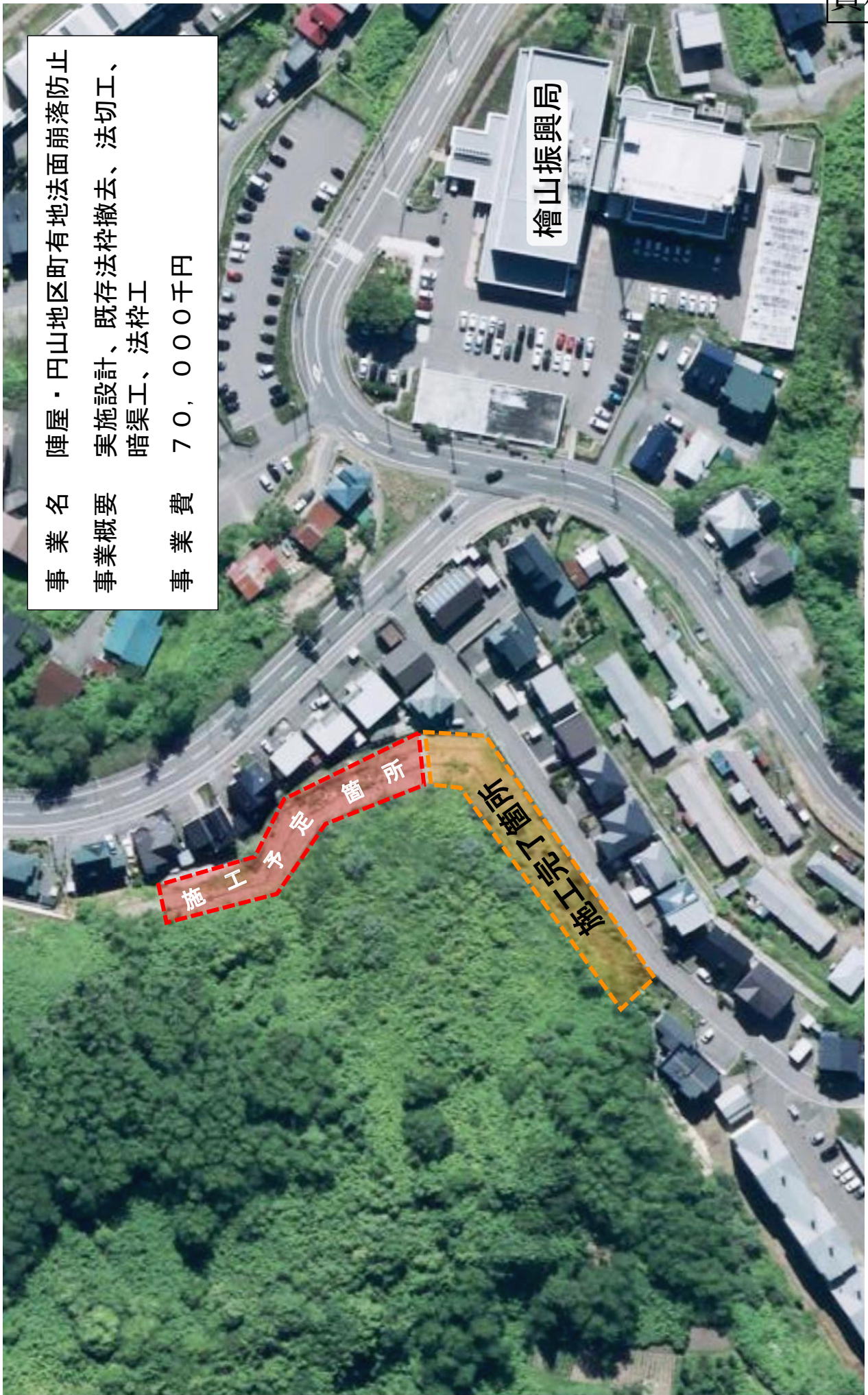
（※ 内訳：委託料5, 949千円、旅費212千円、需用費30千円、役務費24千円）

### 4. 負担金の取扱い

- 委託料5, 949千円について、その一部について要望予定である国庫補助金を充当する。
- 事業完了後、国庫補助金の額が確定次第、国庫補助金の額を含めた負担金の残額を当町へ戻入する。



事業名 陣屋・円山地区町有地法面崩落防止  
事業概要 実施設計、既存法枠撤去、法切工、  
暗渠工、法枠工  
事業費 70,000千円



事業名 円山第3団地解体工事  
 事業概要 円山第3団地3棟14戸の解体工事  
 事業費 20,720千円



円山289番地1

昭和44年建設1棟4戸平屋建(2種)  
 2DK=34.16㎡/戸、3DK=43.31㎡/戸

昭和44年建設2棟8戸平屋建(1種)  
 2DK=39.68㎡/戸、3DK=46.50㎡/戸

44-3	(34.16㎡)	(34.16㎡)	(34.16㎡)	(43.31㎡)
⑥	2DK	204	203	202
		203	202	3DK
				201

44-2	(39.68㎡)	(39.68㎡)	(39.68㎡)	(46.50㎡)
⑤	2DK	200	199	198
		200	199	3DK
				197

44-1	(39.68㎡)	(39.68㎡)	(39.68㎡)	(46.50㎡)
④	2DK	196	195	194
		196	195	3DK
				193

団地内通路

38-3	(38.26㎡)	(38.26㎡)	(38.26㎡)	(38.26㎡)
③	2DK	192	191	190
		192	191	2DK
				189

38-2	(38.26㎡)	(38.26㎡)	(38.26㎡)	(38.26㎡)
②	2DK	188	187	186
		188	187	2DK
				185

38-1	(38.26㎡)	(38.26㎡)	(38.26㎡)	(38.26㎡)
①	2DK	184	183	182
		184	183	2DK
				180
				2DK
				179

昭和38年建設2棟8戸平屋建(2種)  
 2DK=38.26㎡/戸

円山290番地1

昭和38年建設1棟6戸平屋建(1種)  
 2DK=38.26㎡/戸



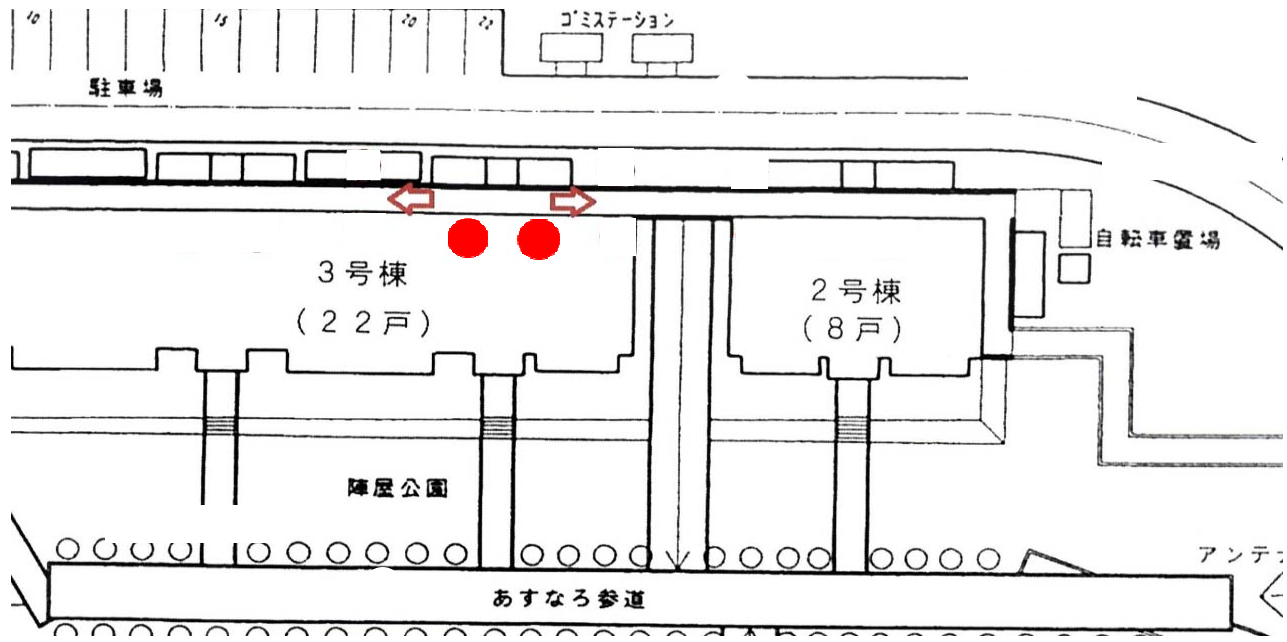
← 至 新地方面

町道

至 南が丘方面 →

陣屋団地防火設備改修工事概要

- 改修箇所：陣屋団地3号棟 防火戸1組(2枚) ●
- 施工内容：防火戸の交換及び調整等
- 事業費：1,743千円



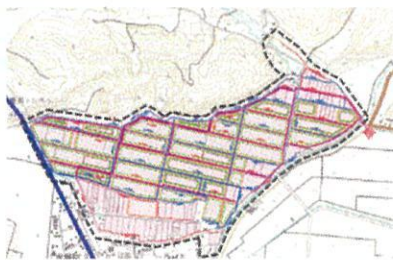
# 農業振興に関する主な施策一覧

< 産業振興課 >

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
農業経営支援策		
農業経営基盤安定対策	1,600	町内に住所を有する者に対し、農業共済・収入保険(積立分を除く)掛金の一部を助成(助成率2/10)
豊かな産地づくり総合支援事業	8,000	町内に住所を有する者に対し、ハウス新設・修繕、たい肥・培土・土壌改良剤購入費用、アスパラ等高収益作物の種苗購入費用、施設園芸の灌水費用、明暗渠の整備費用、土壌分析費用、生分解性マルチの購入費用の一部を助成(助成率:地域振興作物2/3以内、その他1/2以内) 江差町指導農業士・農業士会に対し助成
経営所得安定対策	300	経営所得安定対策用務で使用する公用車のリース料 (令和3年度水田活用の直接支払交付金:213,061千円を生産者へ交付※国枠136,129千円、道枠16,401千円、地域枠60,531千円)
農業経営基盤強化資金利子補給	3	農業経営基盤強化資金の利息に対する助成(資金残高の0.3%)
農業振興事務	1,096	農業振興に係る会議に要する旅費、公用車需用費、負担金
農地流動化促進補助	2,750	担い手農家への農地の売買に対する助成 (売主:1千円/10a、買主:10千円/10a※加算措置あり、新規就農者が買主:15千円/10a)
農業次世代人材投資事業	1,500	新規就農者に対し、経営開始後5年間(1~3年目1,500千円/年、4~5年目1,200千円/年)補助金を交付(全額国費)
生産基盤の整備		
農業競争力強化農地整備事業(水堀地区)	32,000	江差北部地域農業生産基盤整備の水堀地区(第1地区)用排水整備に係る令和4年度事業費に対する地元負担金(事業費の12.5%) ※面整備に係る地元負担は農業者負担
水利施設等保全高度化事業(泊地区)	5,757	排水路の改修に係る令和4年度事業費に対する地元負担金(事業費の19%)
生産基盤の維持管理		
多面的機能支払交付金事業	31,785	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援(国1/2、道1/4、町1/4)
水利施設管理強化事業	12,860	頭首工や幹線用排水路等の国営造成施設の多面的機能の発揮に対応した維持管理に係る支援(国1/2、道1/4、町1/4)
鶉ダム管理運営	3,715	厚沢部町と協定を締結している鶉ダムの維持管理に係る負担金(負担割合:江差町32%、厚沢部町68%)
水堀排水機場維持管理	1,783	大雨時の水堀地区湛水防除のための排水機場に係る維持管理
畜産振興	111	元山牧野の維持管理、負担金
農道農地維持管理	1,060	農道維持補修に係る経費、大雨時の湛水排除に係る経費、水土里情報システムに係る経費
計	104,320	

○農業競争力強化農地整備事業



基盤整備のイメージ

○多面的機能支払交付金事業



土砂上げ

○豊かな産地づくり総合支援事業



立茎アスパラガス

# 森林機能の維持保全・有害鳥獣駆除に関する主な施策一覧

<産業振興課>

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
有害鳥獣駆除対策		
有害鳥獣駆除	1,955	・実施隊員への報酬、捕獲に対する報奨金 (ヒグマ1頭 40,000円、エゾシカ1頭 10,000円) ・小型箱わな、くくりわなの購入 ・実施隊員確保対策(免許取得・更新費用の補助、猟銃購入費の補助)
町有林管理		
町有林保育事業	11,711	森林組合への委託事業 ・保育間伐 11.60ha ・枝打ち 2.64ha ・間伐 5.00ha ・町有林附帯施設整備
分収林造林事業	484	五厘沢地区における、森林整備センター(旧:森林開発公社)との分収契約により平成3~7年度に植栽されたスギ・トドマツの造林地24.69haの森林整備受託事業。そのうち令和4年度は3.22haの除伐を実施。
森林環境譲与税関連事業		
森林経営管理制度取組推進事業	3,830	森林組合への委託事業 ・地域林政アドバイザー業務委託 1,650千円 ・森林所有者への意向調査 880千円 ・路網調査・環境整備 1,300千円
森林環境整備推進事業	500	私有林の森林整備の推進 (公共補助への上乗せ補助を実施し、森林所有者の負担軽減を図る。)
木育推進事業	2,000	・森林環境教育(げんきの森活動等)の実施 ・植樹・育樹事業の実施 ・地場産材を活用した誕生祝品等の配付
森林環境譲与税基金積立	7,575	森林環境譲与税基金への積立金 ※今後の譲与税予定額の推移 R4~R5年度⇒7,574千円、R6~R14年度⇒9,295千円
その他		
町民の森管理事業	3,135	町民の森維持管理
タラノメ栽培普及試験事業	303	タラノメを試験的に栽培し、特産品としての産地づくりを目指す事業者への補助(ハウス・重機借上げ、トレイ・マルチシートなど資材購入費用等)
計	31,493	



## 前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧

&lt; 産業振興課 &gt;

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
資源の回復		
ひやま地域ニシン復興対策事業	2,106	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚魚100万尾放流に対する関係6町負担金(江差町166,000尾)
檜山ニシン海中中間育成施設整備事業	660	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む回帰率の上昇を目的とした海中中間育成施設整備(2張)に関係6町で支援(定額補助)
サケ種苗生産施設運営補助	1,200	サケ種苗生産施設(乙部町)の運営主体であるひやま漁業協同組合に対し、関係5町で運営費を支援(定額補助)
秋サケ資源増大対策事業(檜山サケふ化施設整備)	1,000	サケ種苗生産施設(乙部町)の運営主体であるひやま漁業協同組合に対し、関係5町で親魚の畜養、採卵、ふ化施設を一体とした整備に支援(定額補助)
サケ海中飼育推進事業	666	ひやま漁業協同組合が取り組むサケ稚魚海中飼育・放流事業に対する補助(補助率1/3)
資源の増大		
ナマコ栽培漁業推進事業	1,300	江差ナマコ協議会が取り組む簡易種苗生産・放流事業に対する補助(補助率1/2)
檜山ナマコ栽培漁業定着事業	5,000	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚ナマコ100万粒放流に対する関係6町負担金(江差町166,700粒)
ウニ栽培漁業推進事業	1,650	江差磯廻り団体が取り組むエゾバフンウニの種苗購入に対する補助(補助率1/2) 300,000粒を5箇所(泊、大澗、愛宕、津花、五勝手地区)へ放流予定
生産基盤の安定		
漁業経営基盤安定対策事業	4,150	ひやま漁業協同組合の正組合員及び構成団体等で町内に住所を有する者に対し、漁船保険掛金の一部を助成(助成率3/10)
キタムラサキウニ付加価値生産向上対策事業	350	ひやま漁業協同組合が取り組むキタムラサキウニの付加価値や生産性向上に係る経費について関係5町で支援(定額補助) ウニ出荷用カゴ 400個整備(江差支所)
藻場・干潟等保全活動支援事業(藻場保全)	1,037	水産多面的機能発揮対策事業を活用した漁業者が取り組む藻場の保全活動に対する負担金の拠出 上記事業の推進に対する事務費負担(全額道費)
港湾施設(漁港区含む)整備・維持管理		
直轄港湾整備事業	22,310	南漁港区-3.5m物揚場、商港区北岸壁-5m(フェリー岸壁)整備を含む直轄工事負担金
江差港港湾施設定期点検診断委託	5,951	平成25年度の港湾法改正により、5年に1度の点検が義務付けられ、平成28年度から点検を実施 国有港湾施設(全41施設のうち、12施設)の点検を実施する委託料 ※2サイクル目
計	47,380	

&lt;注&gt;朱書き事業については、新規事業として予算計上



ニシン刺網漁業



秋サケ



ナマコ採卵作業

# 商工業振興・労働行政に関する主な施策一覧 資料21

＜産業振興課＞

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
<b>商店街の活性化</b>		
持続可能な商店街づくり事業	3,350	商店街に地域住民が集い、活動するとともに、日常的に商店街を利用することを促進し、「生活を支える街」としての商店街の賑わいの創出を支援 ・スマイル商店街事業(商店街区域におけるコミュニティ活動支援) ・ウェルカム商店街事業(商店街における販売促進キャンペーンの支援、飲食店団体等のキャンペーン等の支援) ・チャレンジ商店街事業(地域の持続的発展、商店街の活性化に取り組む中核的な人材、中心的な役割を担う組織の育成支援)
がんばる商店街等応援補助	1,500	商工会と商店街等が連携して実施するにぎわい創出のためのイベント事業、商店街の集客やイメージアップに有用で、まちづくりに寄与する事業、販路拡大事業などの支援
<b>商工会活動・取組への支援</b>		
経営発達支援計画推進補助	1,220	商工会を中核として小規模事業者の事業の支援体制構築を図るため、江差商工会・江差町が共同で申請し認定を受けた「第2期経営発達支援計画」に基づく取組の推進を支援 ・町内小規模事業者の経営実態ヒアリング調査 ・共同広告等による需要開拓支援事業 ほか
江差商工会補助	7,062	商工会が行う経営改善普及事業等に要する経費(指導員や補助員等の人件費等)の補助
<b>地域産品の販路拡大等の取組</b>		
地域産品営業プロモーション推進	1,423	「地産地消・外商」をキーワードに地元で生産される農水産物や加工品等について、生産・流通・販売等の一体的つながりによる産業の振興を図る取組 ・地域産品のインターネット販売等推進補助(ぶらっと江差) ・地域で生産・水揚げされた農水産物を販売する「軽トラ市」など地産地消の取組 ・農水商三業連携の取組
<b>公設市場運営支援の取組</b>		
卸売業者経営基盤安定対策事業補助(公設地方卸売市場事業特別会計)	1,720	公設市場の卸売業者(檜山卸共同組合)の運営費への支援(上ノ国町との協調支援)
<b>労働行政</b>		
労働事務	64	南檜山地域通年雇用促進支援協議会負担金ほか ・北海道労働局から事業を受託し、季節労働者の通年雇用化に向けた各種事業を実施(技能講習、各種セミナー、職場体験、情報提供等) ※R3委託事業費7,797千円
檜山地域人材開発センター運営	4,338	檜山地域人材開発センター及び宿泊棟の運営に係る負担金、施設の維持修繕等
檜山地域人材開発センター転落防止手摺設置	700	檜山地域人材開発センター2階・3階の窓への転落防止手摺設置
計	21,377	

＜注＞朱書き事業については、新規事業として予算計上



# 追分会館非常口扉改修

〈追分観光課江差追分係〉

総事業費（工事請負費）

4, 0 4 4 千円

## 事業概要

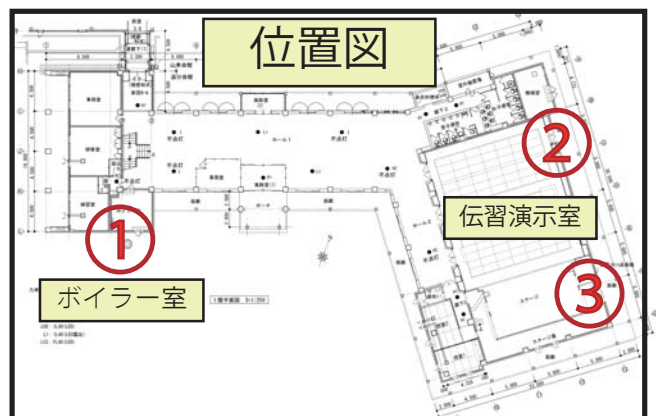
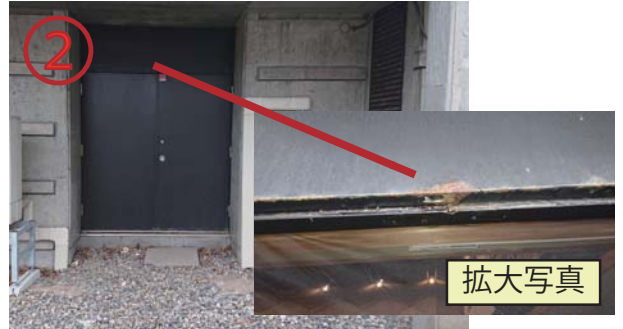
江差追分会館に設置している非常口扉について、老朽化（腐食・部材欠損）により開閉が一部困難な状況であることから、交換工事を実施して、適切な施設の維持管理を図る。 ※建築基準法 12 条検査指摘事項

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ①非常口扉（ボイラー室※職員出入口） | 1箇所（鋼製へ交換）   |
| ②③非常口扉（伝習演習室）      | 2箇所（アルミ製へ交換） |
| 合計                 | 3箇所          |

ボイラー室



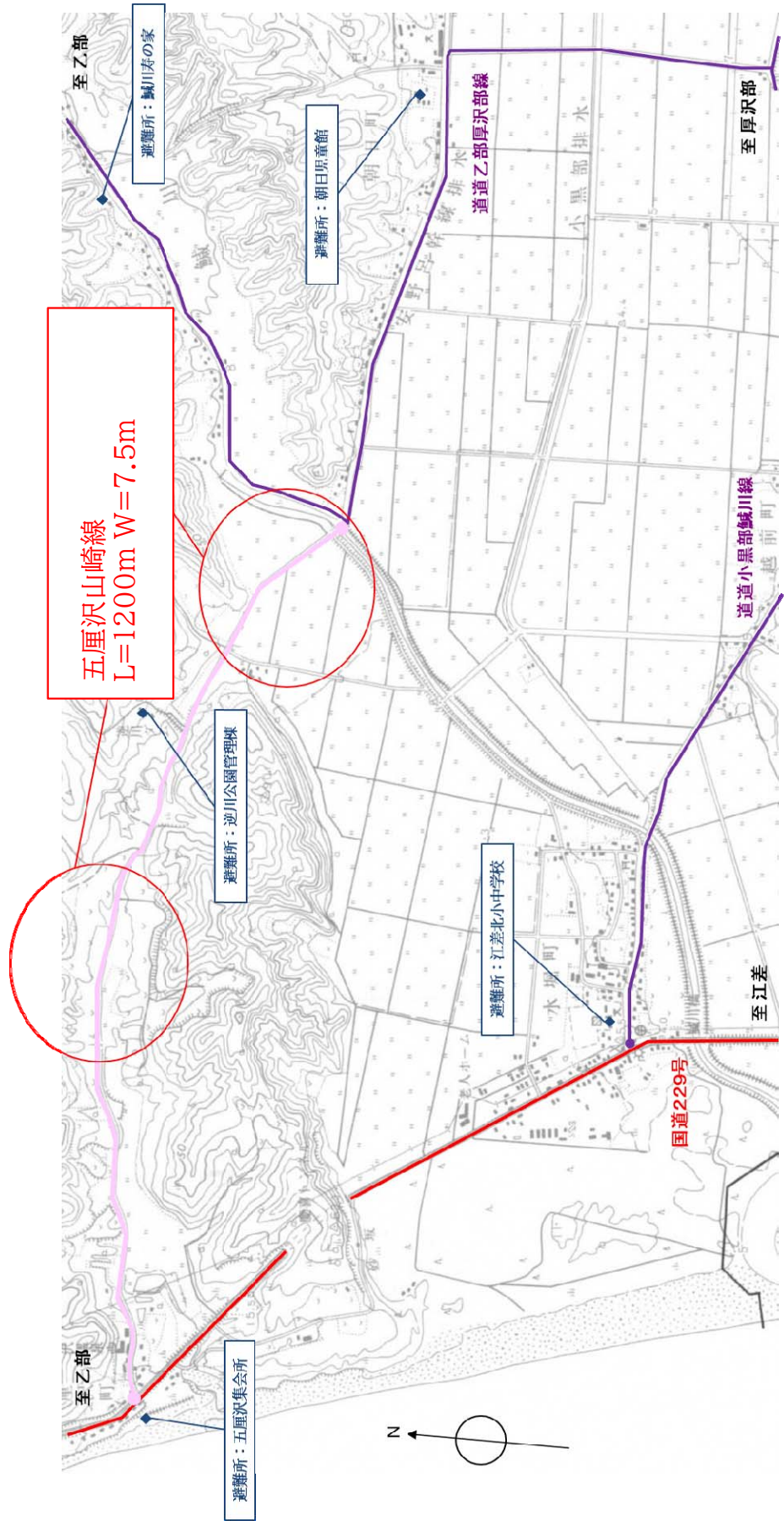
伝習演習室





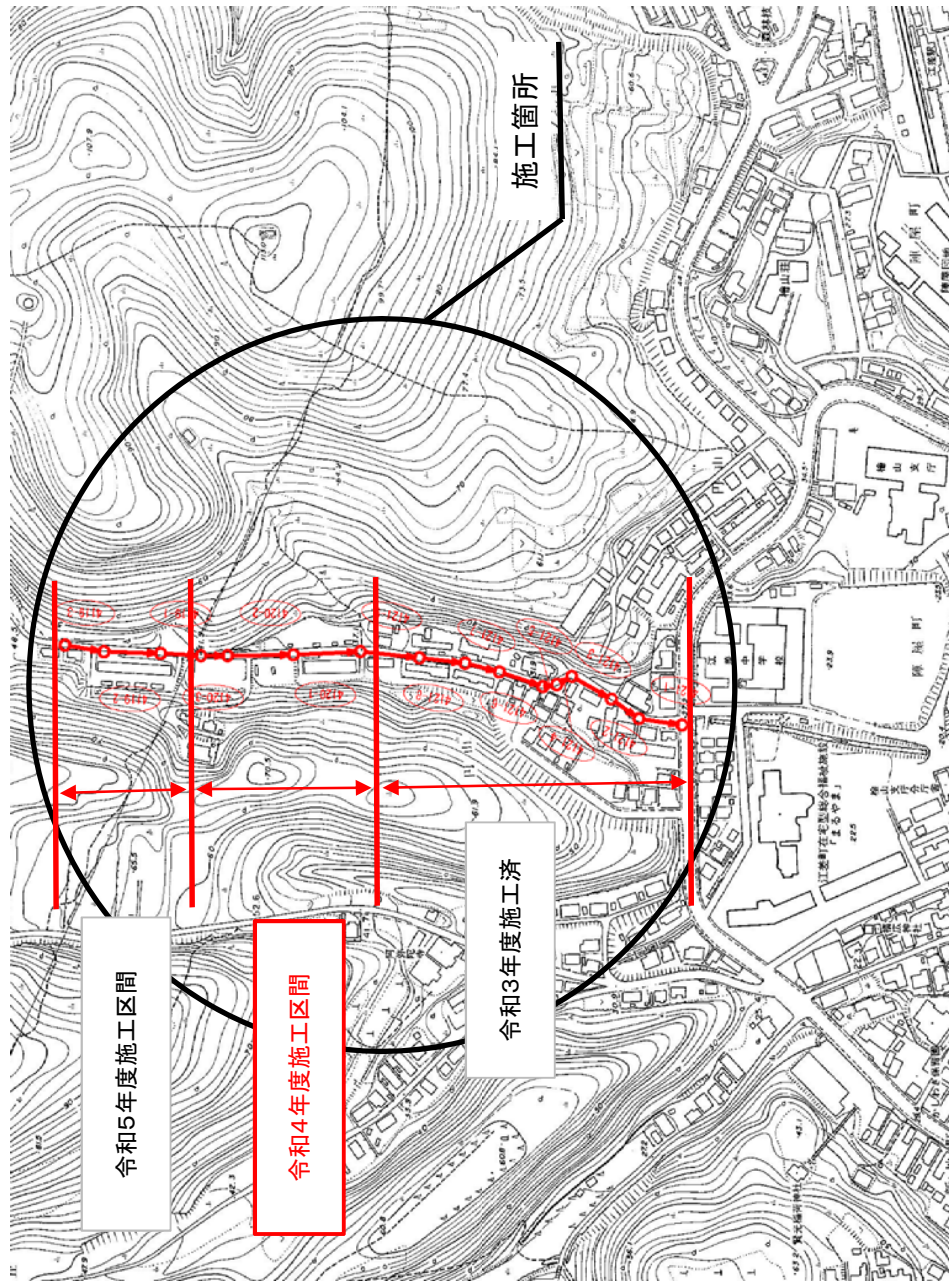
◎道路改築整備 総事業費 C=139,000千円

【町道五厘沢山崎線道路改良工事】



「江差4号枝線污水管渠新設工事」及び「ダム系高区配水管老朽管更新工事」並びに「町道円山団地3号通り道路改良工事」

・位置図



【下水道工事】

- ・工事概要 総事業費 C=24,000千円  
令和4年度 江差4号枝線污水管渠新設工事 (円山地区)
- L=150m φ150  
管渠新設工
- 令和3年度～令和4年度計画の内最終年

担当: 下水道係

【上水道工事】

- ・工事概要 総事業費 C=6,000千円  
令和4年度 ダム系高区配水管老朽管更新工事 (円山地区2工区)
- L=150m φ75  
配水管布設工・給水接続工
- 令和3年度～令和4年度計画の内最終年

担当: 上水道係

【道路改良工事】

- ・工事概要 総事業費 C=27,500千円  
令和4年度 円山団地3号通り道路改良工事
- L=150m W=5.0～6.0m  
撤去工・路盤工・排水工
- 令和3年度～令和5年度計画の内2年目

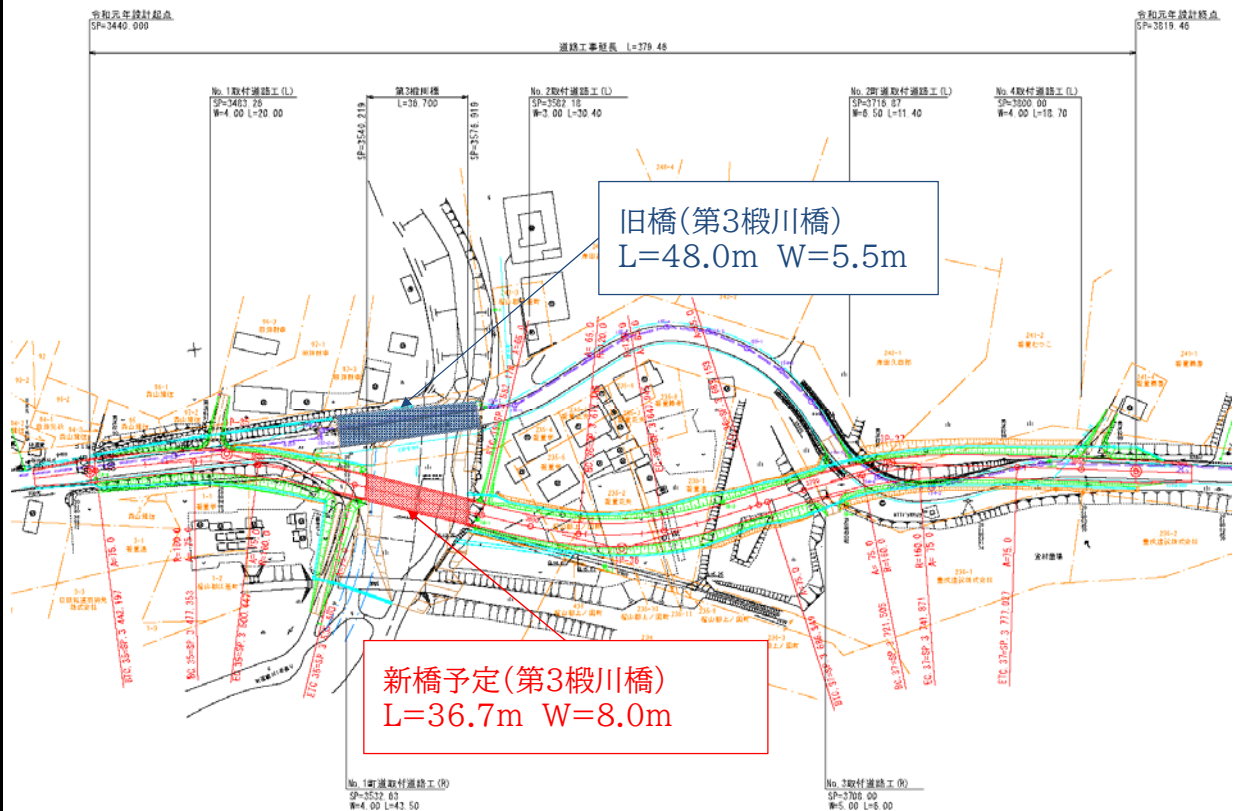
担当: 土木管理係

# 江差町管内橋梁長寿命化

◎橋梁法定点検 23/58橋

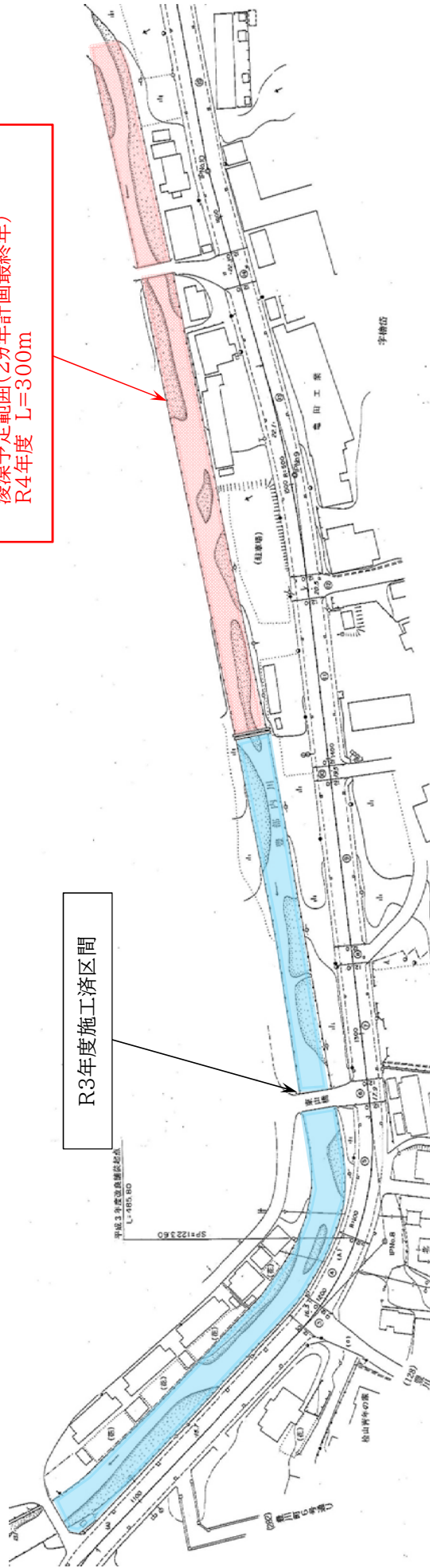
◎総事業費 C=93,300千円

◎町道陣屋椴川線第3椴川橋架換工事

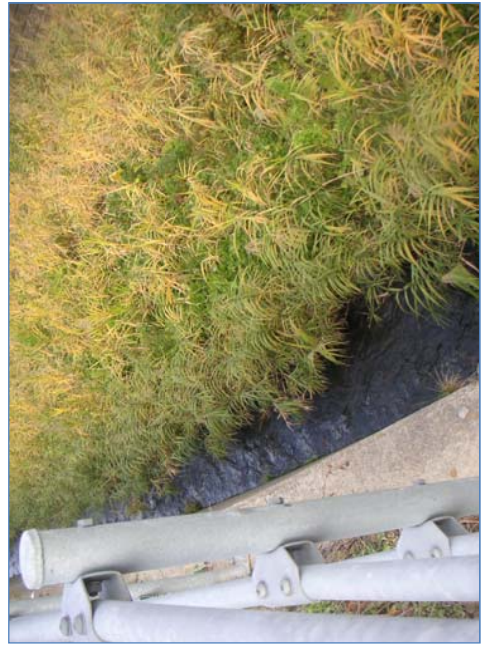


普通河川豊部内川浚渫工事 ◎総事業費 C=15,000千円

◎位置図

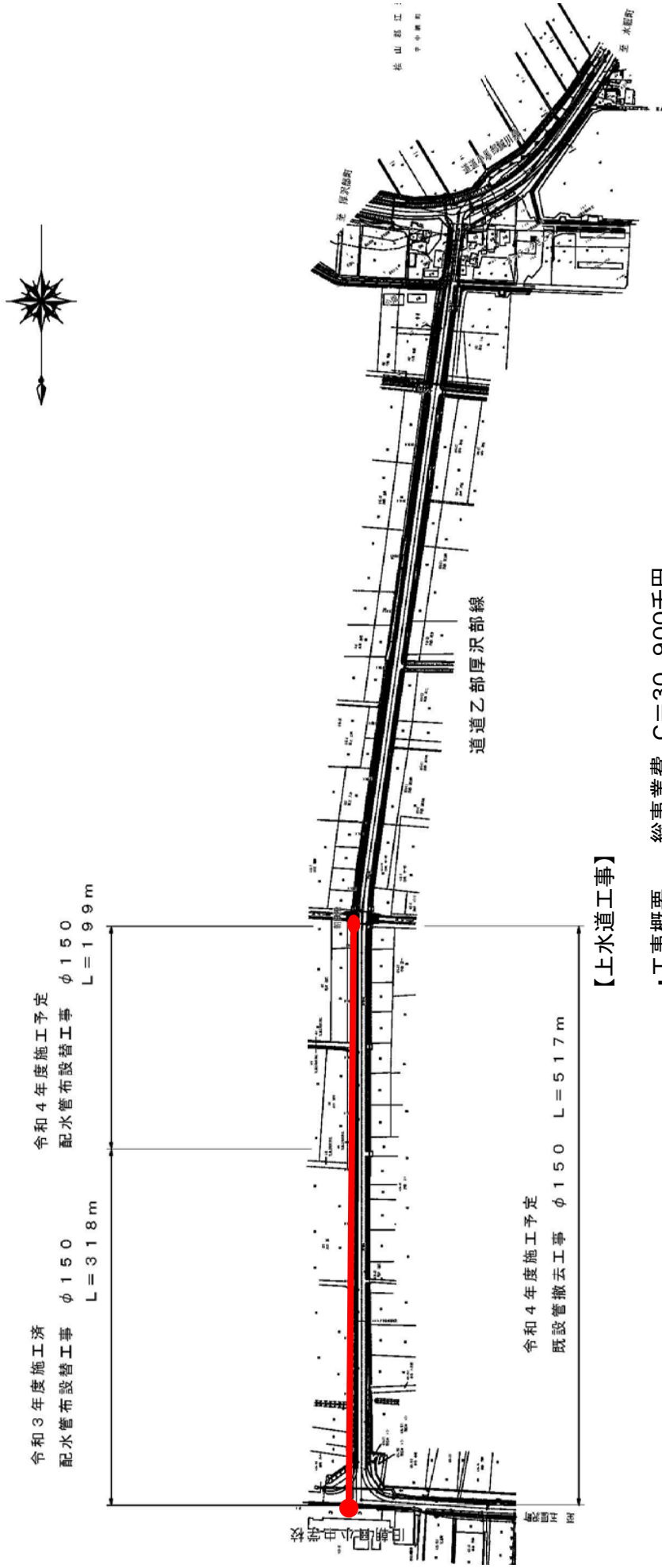


◎現況写真



# 「五厘沢系配水管老朽管更新工事」及び「五厘沢系配水管老朽管撤去工事」

平面図



### 【上水道工事】

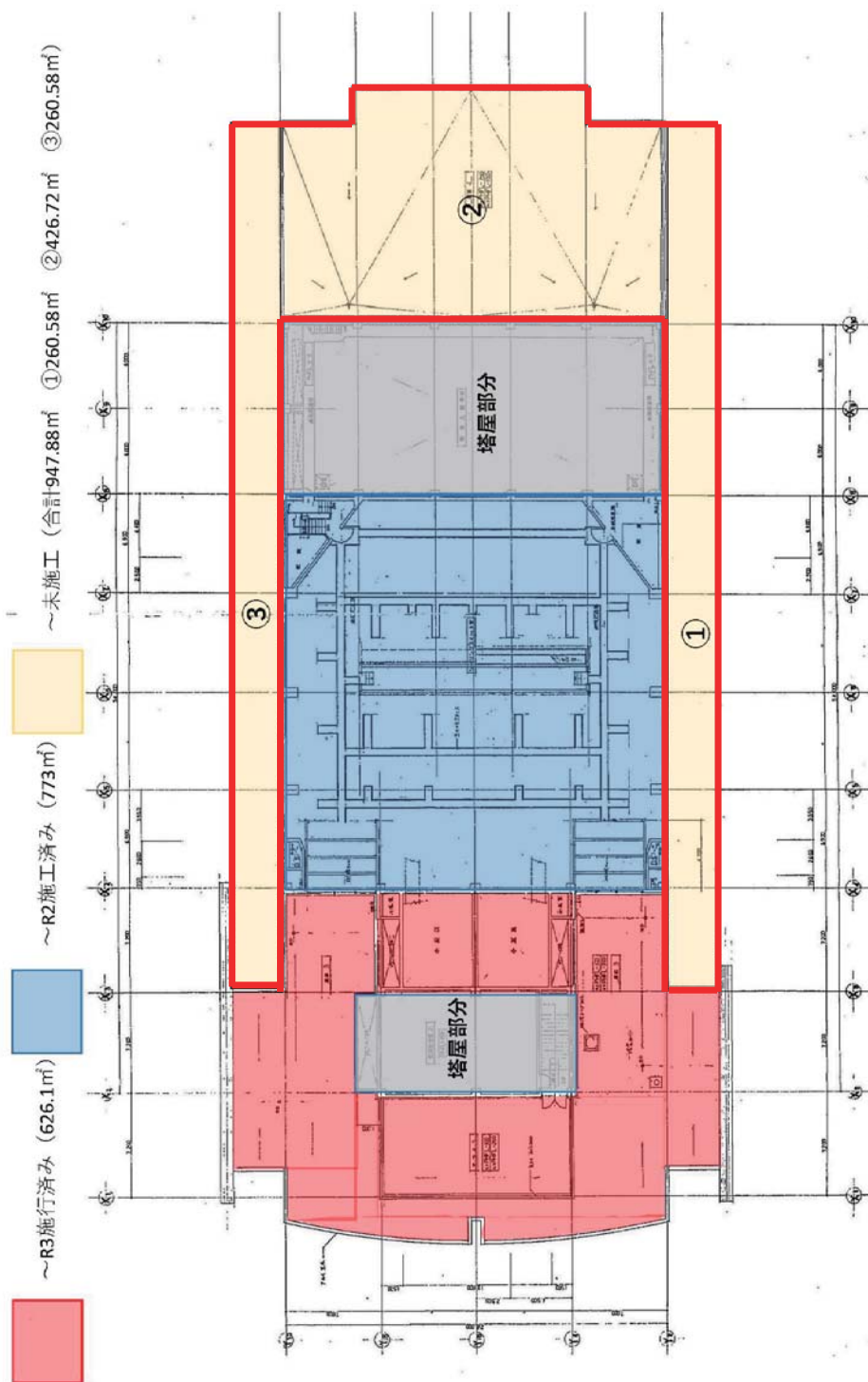
・工事概要 総事業費 C=30,900千円

令和4年度 五厘沢系配水管老朽管更新工事(朝日地区2工区)  
L=199m 水道用ハイポリエチレン管 φ150 配水管布設工

令和4年度 五厘沢系配水管老朽管撤去工事  
L=517m 塩化ビニール管 φ150 配水管撤去工

担当: 上水道係

令和4年度 江差町文化会館東側屋上防水改修工事 位置図



■ 事業費	23,200千円
■ 事業概要	・アスファルト防水改修工事
	東側(小ホール)屋上 426.72㎡
	南北廊下屋上 521.16㎡
	<b>計 947.88㎡</b>
■ 事業期間	令和4年5月~9月(予定)

町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前	改正内容
<p>(宣誓) 第2条 <u>新たに職員となった者は別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓書を提出する前においても職員にその職務を行わせることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(別記様式) 前文 略 署名 略 備考 略</p> <p>宣誓書</p>	<p>(宣誓) 第2条 <u>新たに職員となった者は任命権者又はその代表者の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(別記様式) 前文 略 署名 略 備考 略</p> <p>宣誓書  印</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「なった」⇒「なった」</li> <li>・「又はその代表者の面前において別記様式による宣誓書に署名」⇒「別記様式による宣誓書を任命権者に提出」</li> <li>・「行って」⇒「行って」</li> <li>・「災害等緊急事態の場合は、宣誓書を提出する前においても職務を行わせることができる」を追加。</li> <li>・別記様式中署名の欄の「印」を削る。</li> </ul>

江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日において、議員が受けるべき議員報酬月額に、<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>



江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、100分の<u>215</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の江差町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退任した日、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、100分の<u>222.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4から5まで (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の江差町職員の給与に関する条例第15条第2項及び同条第3項の規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。 この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15</p> <p>(2) 再任用職員 72.5分の10</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4から5まで (略)</p>

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」と読み替えるものとする。</p> <p>2から3まで (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条第1項の規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に72.5分の10を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第9条 給与条例第15条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」と読み替えるものとする。</p> <p>2から3まで (略)</p>

◆江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前	内容
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子)が1歳6か月未満に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子)をいう。以下同じ。)(第2条の4の規定に該当する場6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>・(ア)削る</p> <p>・(イ)が(ア)に繰り上がり</p> <p>・『特定職に引き続き』→『引き続きいて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。に』に改正</p> <p>・(ウ)が(イ)に繰り上がり</p>

◆江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前	内容
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)</u>を除く。)</p> <p>ア <u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>	<p>・『次のいずれにも該当する』→『勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める』に改正</p> <p>・ア削る</p> <p>・イ削る</p>

◆江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前	内容
<p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p> <p>第 21 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第 22 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(委任)</p> <p>第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>・第 21 条、第 22 条新設</p> <p>・2 条追加により第 23 条へ繰り下がり</p>

# 江差町営レストランの運営廃止について

## 《施設概要》

鉄筋コンクリート造り2階建て 面積：354㎡ 収容人員：136人

工事費：1億500万円

昭和57年4月29日開業（昭和56年10月着工～昭和57年3月完成）

## 【建設当時の背景】

松前町とともに文化遺産が多く点在する江差町は道南の主要観光地であり、観光客の大半（8割）は、旅行業者の斡旋によるものであったが、道南圏に団体観光客等に対応したレストラン機能を持つ施設が少なく、旅行業者主導（斡旋）による大型観光団体を受け入れるためのレストラン施設を建設し、誘客による経済振興を目指した。

## 【町営レストラン開業までの経緯】

昭和56年秋、追分の殿堂「江差追分会館」に併設する町営レストラン建設とその運営にあたって、町は民間の活力・ノウハウを期待し、「農協」「漁協」「商業者」に呼びかけ、町営レストランの経営を委ねる方針を打ち立てる。

江差町が建設するレストラン建物の経営を資本金1,000万円とした「株式会社」を昭和56年12月までに設立させ、翌年4月の開業に間に合わせるという内容で、趣旨に賛同した「農協組合長」「漁協組合長」、複数の「地元商業人」と「江差町長」との間で、昭和56年9月22日に『確認書』を手交。

昭和57年1月6日、複数の地元商業人が発起人となり「株式会社江差観光振興公社」を設立し、町営レストランの営業を開始。

## 【運営主体の経緯】

《昭和57年4月～平成29年3月》 ※当初は委託。平成19年度より指定管理。

◆株式会社 江差観光振興公社

《平成29年4月～令和4年3月》 ※指定管理

◆有限会社 津花

## 【町営レストランの入込客数及び経営状況の推移等】

別紙資料参照

## 【町営レストラン廃止方針の理由】

- ◆40年の長きにわたり、大型レストランとして江差町はもとより道南地域の観光振興に大きく貢献してきたが、観光スタイルも団体ツアー客から個人客や少人数型に変化したなかで、経営が厳しい状況が続いていること。
- ◆指定管理期間が本年度末で満了となり、今後の町営レストランの在り方を検討する機会であったこと。
- ◆「町営レストラン管理条例」に基づく運営の枠組を外し、施設利用者の裁量に任せた利活用を図ることが望ましいと判断。
- ◆今後の利活用にあたっては、施設利用希望者のアイディア提案も含め、一定程度自由度を持った中での営業・利用等民間活力による地域振興も期待できること。

## 町営レストラン入込客数及び経営状況の推移

(単位：人・円)

年度	観光入込数	追分会館	レストラン	総売上高	経常利益	備考	
S	57	609,300	37,337	45,342	56,615,693	-3,304,512	勝江差観光振興公社
	58	563,000	23,268	53,355	67,941,587	-1,424,052	
	59	588,300	29,771	47,784	64,438,818	1,183,913	
	60	612,000	31,982	55,856	73,221,924	-33,897	
	61	744,700	36,985	58,721	83,582,425	42,632	北前船回航
	62	646,000	49,366	73,135	104,792,388	1,910,906	
	63	676,500	54,817	75,641	110,969,014	2,745,849	
H	元	687,600	61,271	84,314	118,869,419	2,600,864	
	2	806,400	64,021	86,442	125,634,711	1,798,454	開陽丸ホープン
	3	782,600	65,202	82,823	119,749,405	2,231,680	
	4	746,900	52,629	73,417	110,945,892	2,174,252	
	5	529,900	42,422	63,507	94,773,725	5,327,576	南西沖地震
	6	667,500	47,927	61,358	94,366,132	707,925	五厘沢温泉ホテル宿泊休止
	7	668,400	52,524	60,289	97,344,426	5,840,722	
	8	645,600	59,712	55,972	91,260,521	5,692,583	
	9	591,000	57,755	50,369	80,108,086	2,571,477	
	10	546,500	44,716	46,019	70,025,071	1,602,514	
	11	553,600	39,462	44,975	69,482,507	1,938,972	
	12	538,300	36,094	45,398	75,186,037	1,622,706	
	13	569,500	40,325	50,512	82,785,593	4,120,655	
	14	591,000	44,333	51,175	84,573,708	3,333,498	
	15	557,800	38,851	54,032	84,908,899	3,526,518	
	16	538,800	26,826	43,403	68,137,082	488,735	
	17	550,700	25,669	39,290	59,319,914	-1,563,874	いにしえ街道オープン
	18	464,700	27,072	36,954	56,460,004	-340,138	
	19	442,700	22,310	38,272	55,465,214	1,291,026	指定管理
	20	403,700	20,558	31,424	50,440,495	208,390	鉄口旅館廃業
	21	379,000	16,799	28,142	44,812,582	-3,335,350	群来開業 松月・浅井旅館廃業
	22	360,900	21,852	25,016	39,718,337	675,674	江差山車会館オープン
	23	354,700	17,451	24,158	39,250,612	-2,379,178	
	24	365,700	15,144	23,776	36,929,072	-1,355,927	
	25	372,800	15,123	24,282	37,306,816	516,477	
	26	326,400	15,891	23,317	35,125,836	-1,674,226	JR江差線廃線
	27	334,800	13,534	21,383	32,407,804	-2,595,306	
	28	345,800	14,233	25,137	36,028,853	-795,891	北海道新幹線開業
	29	345,400	15,212	19,063	19,597,462	-1,638,220	(有)津花
	30	285,600	13,043	15,847	15,276,334	-192,383	
R	元	324,400	12,390	17,322	15,377,227	726,469	
	2	72,500	4,531	5,882	5,864,902	-171,054	新型コロナ
	3						



## 江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託資料

### 1. 経過・現状

中央監視装置等の監視制御設備において、平成14年度に下水道の供用が始まってから19年経過し、経年劣化による故障の発生もみられる。平成30年度に策定した江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき機器の更新を実施するものであり、日本下水道事業団と令和3年6月15日に委託協定を締結している。

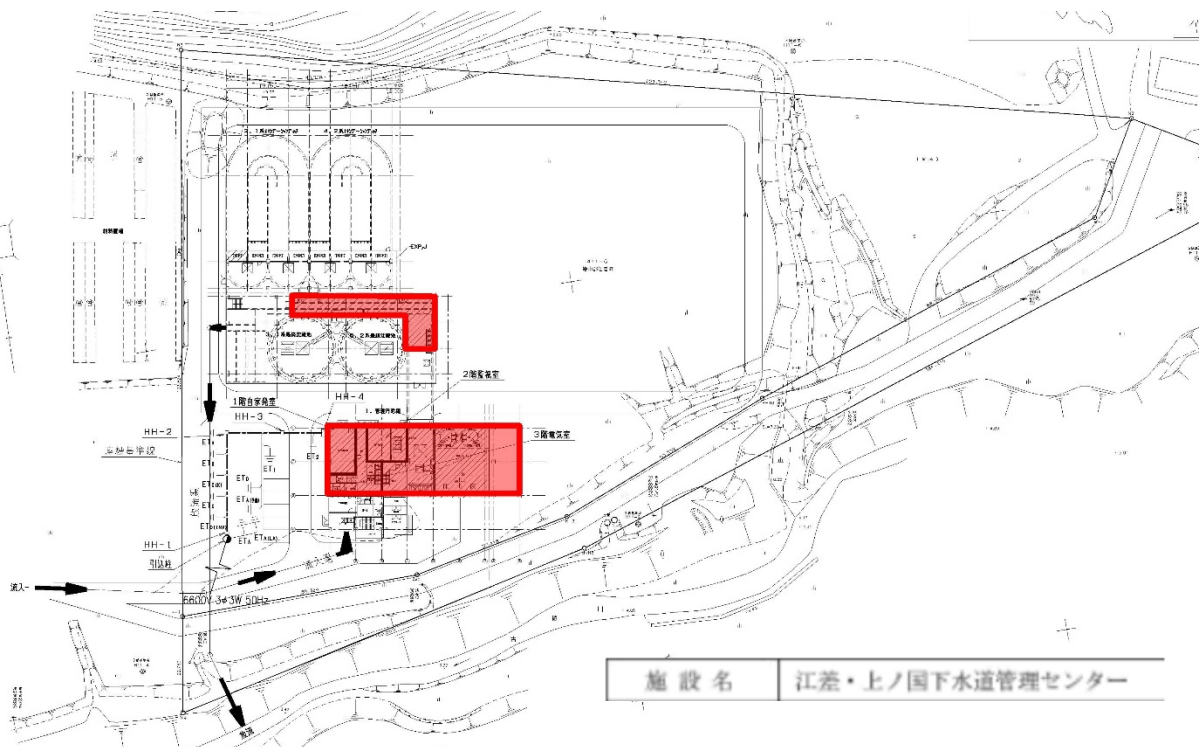
### 2. 委託概要

工事の発注から監督管理、精算報告までの全部

・江差・上ノ国下水道管理センターの汚泥脱水機等及び監視制御装置、計装設備の更新

### 3. 事業費

(変更前) 令和3年度	26,000千円	<u>(変更後) 26,000千円</u>
		<u>(うち繰越翌債承認額) 21,000千円</u>
令和4年度	160,000千円	<u>160,000千円</u>
合計	186,000千円	<u>186,000千円</u>



## 資料37

氏名 まつむら なおと  
松村 直人

生年月日 昭和45年3月19日生（51歳）

住 所 檜山郡江差町字本町271番地



最終学歴 平成5年3月 駒沢大学仏教学部卒業

職歴等 平成6年4月  
～ 日本体育大学サッカー部コーチ  
平成9年3月

平成9年3月  
～ 大本山永平寺安居  
平成10年3月

平成10年4月  
～ 函館市龍宝寺勤務  
平成13年3月

平成13年4月～ 江差町正覚院帰院  
現在 正覚院住職

公職歴等 平成29年10月～ 調停委員

平成30年6月～ 教誨師

平成31年7月～ 人権擁護委員（現在1期目）

氏 名 やまだ きよみ  
山田 清美

生年月日 昭和34年10月26日生（62歳）

住 所 檜山郡江差町字本町170番地3

最終学歴 昭和55年 3月 北海道女子短期大学初等教育学科卒業

職 歴 等 昭和55年 6月 江差町立江差小学校附属あすなろ幼稚園教諭

平成30年 4月 江差町立江差小学校附属あすなろ幼稚園園長

令和 2年 3月 定年退職



## 【令和3年度 国・道への要望等状況一覧】

(令和3年9月1日から令和4年1月31日)

要望団体	要望内容	要望先	備考
主要道道江差・木古内線 整備促進協議会 (事務局：木古内町)	■主要道道江差・木古内線の整備促進に関する要望	・北海道建設部 ・函館建設管理部	令和3年9月21日 (要望書郵送)
檜山地域振興協議会	■国道229号(乙部町鳥山・館浦間)の土砂崩れによる通行止め 箇所 of 早期復旧に関する要望	・国土交通省道路局 ・国土交通省北海道局 ・財務省主計局 ・地元選出国會議員	令和4年1月24日 (要望書提出)

